

高縄山総合作業施設 使用要領

【申込方法】

- 施設を使用する方は、事前に松山市農林土木課（市庁舎本館8階）に使用届出書を提出してください。
 - ※使用日程の調整のため、やむを得ず使用日時を変更していただく場合がありますので、ご了承ください。
- 受付ができましたら、受付印を押した使用届出書の写し（コピー）をお渡しします。

【使用方法】

- 施設のカギの受取は、松山市農林土木課または北条支所で行ってください。
（カギを受取る際は、使用届出書の写しを提示してください。）
 - ※Tel 松山市役所農林土木課 948-6576
北条支所 993-4510
- カギの開閉及び返却（受取った場所へ）は、届出者が責任を持って行ってください。

【注意事項】

- ゴミは、各自でお持ち帰りください。
- 施設内での火気等の使用は、禁止です。
- 使用後は必ず整理・整頓・清掃をして、戸締り等の確認をしてください。
- 施設・設備・備品等を破損・紛失した場合は、直ちに農林土木課まで連絡してください。（場合によっては、弁償していただくこともあります。）
- 施設内、施設近辺での事故等には、くれぐれも注意してください。
 - ※施設が原因の事故以外は、一切責任を負いません。
- 上記の事項等が守れない場合は、今後使用をお断りすることがあります。

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市農林土木課

総務担当（林業）

Tel 089-948-6576